

公益社団法人長浜観光協会職員募集要項

- 1 職 種 一般事務
- 2 募集人数 1名（正規職員）
- 3 職務内容 当会の組織管理および事業運営
 - ・長浜市への観光客誘致に伴う各種宣伝活動、行祭事の企画開催
 - ・観光施設、観光案内所の管理運営
 - ・事業計画・予算の立案、財務会計、人事管理などの管理業務
 - ・その他、本会の目的遂行に必要な業務
- 4 採用予定日 平成30年9月1日

5 受験資格

以下の（１）から（４）の要件をすべて満たすことが必要です。

- （１）平成30年4月1日現在で満年齢が40歳以下の方
- （２）大学卒業程度の学力を有する方
- （３）自動車普通運転免許（AT限定可）を有している方
- （４）次のいずれにも該当しない方

- ・成年被後見人または被保佐人（法改正の経過処置としての準禁治産者を含む）
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下で成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者

6 試験等の方法および内容

- （１）第1次試験
 - ア 一般教養試験（60分）
 - イ 適性試験（約30分）
- （２）第2次試験 第1次試験合格者に対して行います。
 - ア 作文試験（60分）
 - イ 面接試験

7 試験日時、試験地および合格発表

（１）第1次試験

日 時	平成30年6月15日(金)
受 付	午前9時30分から10時00分
試験開始	午前10時00分
場 所	長浜市役所 4階4-A会議室
合格発表	可否については平成30年6月下旬に受験者全員に通知します。

（２）第2次試験（第1次試験合格者のみ）

第2次試験の日時、試験地等は、第1次試験合格者のみ後日、通知します。

※試験結果の問い合わせには一切応じられません。

8 受験手続および受付期間

(1) 職員採用試験受験申込書の交付

職員採用試験受験申込書をホームページからダウンロードしてご使用ください。長浜観光協会事務局でも交付しています。

(2) 申込方法

申し込みは郵送または持参とします。

【必要書類】

ア 職員採用試験受験申込書

所定の項目に記載の上、最近6か月以内に撮影した顔写真を添付してください。また、ハローワークを通じて応募される場合は、ハローワークの紹介状も併せて提出してください。

イ 返信用封筒1通

定型封筒に郵便番号、住所、氏名を記載し、82円切手を添付してください。

上記書類ア、イを封筒に入れ、封筒の表に、「職員採用試験応募票在中」と朱書き、下記まで簡易書留郵便で郵送または持参してください。

(3) 申込み先

〒526-8501

滋賀県長浜市八幡東町632番地

公益社団法人 長浜観光協会事務局

(4) 受付期間

平成30年5月7日（月）から平成30年6月4日（月）

郵送の場合は当日消印有効

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、祝日は受付しません。

(5) 試験受付票の交付

職員採用試験受験申込書を受理後、受験番号、試験日時・場所等を記載した試験受付票を交付します。第1次試験の際には必ずご持参ください。

なお、職員採用試験受験申込書の記載内容に不備があるときは受理できない場合があります。

※試験受付票が6月13日（水）までに到着しない場合は、必ず下記問い合わせ先までお問い合わせください。

※試験受付票は現住所あてに発送します。必ず、試験受付票を受け取ることができる住所を記入してください。

(6) その他

- ・採用が決定した方には、運転免許証の写しを提出していただきます。
- ・本件に関して取得した個人情報は、採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

9 待遇

(1) 給与等

給与は「公益社団法人長浜観光協会就業規則」により支給され、給料の他に扶養手当、通勤手当、住居手当および期末・勤勉手当等が支給されます。また、社会保険、雇用保険および労災保険が適用されます。

大学卒 179,200円

※社会人経験者は、経験・能力等を考慮し、当会規定により支給します。

(2) 勤務地および勤務時間

勤務地は、長浜市八幡東町632番地 公益社団法人長浜観光協会事務局

ただし、北部事務所（木之本町木之本1752-2）への転勤の場合もあります。

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。

行祭事等により時間外勤務があります。

休日は原則として以下のとおりです。

- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日
- ・土曜日、日曜日
（ただし、祝日または土曜日、日曜日に出勤することがあります。）
- ・年次有給休暇は、初年は10日間
- ・特別休暇制度があります。

(3) 試用期間

新たに採用される職員については、採用の日から6月の試用期間があります。この試用期間中において就業規則に定める事由に該当するときは、採用を取り消すことがあります。

10 問い合わせ先

公益社団法人長浜観光協会事務局（担当：今井、梅園）

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話 0749-65-6521

ホームページ <http://kitabiwako.jp>